

プール料金

区 分				午 前	午 後
				9:00～12:00	13:00～17:00
奈良市青山 プール	個人使用 (1人当たり)	大人	市内在住 65 歳以上	150 円	200 円
			上記以外	300 円	400 円
	小人		150 円	200 円	
	団体使用 (1人当たり)	大人	240 円	320 円	
小人		120 円	160 円		
奈良市西部 生涯スポー ツセンター 屋内温水プ ール	個人使用 (1人当たり)	大人	市内在住 65 歳以上	1 回につき 300 円	
			回数券 (11 回分) 3,000 円		
		上記以外	1 回につき 600 円		
			回数券 (11 回分) 6,000 円		
	小人		1 回につき 300 円		
			回数券(11 回分)3,000 円		
	独占使用				1 時間につき 16,000 円
部分使用 (競泳用プールの 2 分の 1 未満の部分又は小プールのみを使用する場合)				1 時間につき 8,000 円	
奈良市なら やま屋内温 水プール	個人使用 (1人当たり)	大人	市内在住 65 歳以上	1 回につき 300 円	
			回数券 (11 回分) 3,000 円		
		上記以外	1 回につき 600 円		
			回数券 (11 回分) 6,000 円		
	小人		1 回につき 300 円		
			回数券 (11 回分) 3,000 円		
	独占使用				1 時間につき 15,000 円
部分使用 (競泳用プールの 2 分の 1 未満の部分又は小プールのみを使用する場合)				1 時間につき 7,500 円	

備考

- 「団体」とは、30 人以上で責任者に引率されたものをいう。
- 「小人」3 歳以上 6 歳以下の者並びに小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいい、「大人」とは、15 歳以上の者で小人以外の者をいう。
- 奈良市ならやま屋内温水プールを個人使用する場合において「1 回」とは、2 時間以内における継続する使用をいう。
- 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者が使用する場合は、無料とする。
- 備品その他の使用料については、規則で定める。